

# 国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、  
次の要件を満たす方は、  
国民健康保険税(国保税)が減免となります。

- 減免対象：令和4年度末に被保険者の資格を取得したこと等により  
**R5年4月1日～R6年3月31日に納期限を迎える  
令和4年度分の国保税**

例) 令和5年3月30日に国民健康保険へ加入  
年度：令和4年度分  
期別：随時分または過新分

※令和5年3月31日までに納期限が設定されている  
令和4年度分の国保税の減免申請は令和5年3月31日をもって終了しました。

※令和5年度分の国保税は減免の対象外です。

## ●国保税の減免の対象となる方

1. 新型コロナウイルス感染症により、  
主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方  
⇒ 国保税を全額免除
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、  
主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方  
⇒ 国保税の一部を減額

《参考》会社都合で  
失業(失業時点で65  
歳未満)し雇用保険  
から失業給付を受け、  
国保に加入される方  
には、国保税の軽減  
制度があります。  
(申請が必要です)

## ▼保険税の一部が減額となる具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について、次の(1)～(3)すべてにあてはまること

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の種類ごとにみた収入(各種給付金および保険金損害賠償等により補填されるべき金額を差し引いた額)が前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- ご自身が減免の対象となるか、裏面の「国保税の減免の簡易判定」もご活用ください。  
不明な点等ございましたら、税務課にお問い合わせください。

身延町役場 税務課 TEL ☎ 0556-42-4803(直通) FAX ☎ 0556-42-2127

- 申請・相談は、令和6年3月31日までの開庁日(土日祝祭日を除く)9:00～17:00

- HP：<https://www.town.minobu.lg.jp/corona/2020-0615-1503-19.html> ●QRコード



# 新型コロナウイルス感染症の影響による 国保税の"減免の簡易判定"

## 質問1

A

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、**"世帯の主たる生計維持者"**(国保に加入していない場合も含まれます。以下同じ。)が、**"死亡"**または**"重篤な傷病"**を負われた世帯ですか？

はい

いいえ

## 質問2

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の主たる生計維持者の事業収入等(事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入。以下同じ。)の**いずれかが各種給付金および保険金損害賠償等により補填されるべき金額を差し引いて令和3年比30%以上減収見込**ですか？  
※減少が見込まれる種類の令和3年中の所得が0円やマイナスの場合は非該当となります。

はい

いいえ

## 質問3

- 世帯の主たる生計維持者の**令和3年中の所得が、1,000万円以下**ですか？

はい

いいえ

## 質問4

- B ● 新型コロナウイルス感染症の影響で、**減少が見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等の所得以外の令和3年中の所得金額が400万円以下**ですか？

はい

いいえ

※ 会社都合で失業(失業時点で65歳未満)し、雇用保険から失業給付を受け、国保に加入される方には国保税の軽減制度があります。(申請が必要です。)

## ● 新型コロナウイルス感染症による 国保税の減免(全部又は一部)に該当

収入などの状況のわかる詳しい資料をご用意の上、まずは、**税務課(0556-42-4803)**へご相談ください。

● **なお、来庁でのご相談は、感染症予防のため完全予約制です。ご理解とご協力をお願いいたします。**

### ● 申請に必要な書類

- A
- 減免申請書
  - 医師の診断書
- B
- 減免申請書など
  - 令和3年分の収入を証明する書類  
( 帳簿、確定申告書や源泉徴収票などの写し )
  - 令和4年分の事業収入等の減収を証明する書類  
( 申請時点での帳簿類や給与明細などの写し )

## ● 新型コロナウイルス感染症による 国保税の減免に非該当

### ● 納付が困難な方は 納税相談をお願いします

収入や保有財産などの状況のわかる資料をご用意の上、まずは、**税務課(0556-42-4803)**へご相談ください。

● **なお、来庁でのご相談は、感染症予防のため、完全予約制です。ご理解とご協力をお願いいたします。**